

諮問日：令和5年9月7日（令和5年度（最情）諮問第11号）

答申日：令和6年2月22日（令和5年度（最情）答申第15号）

件名：司法行政文書における日本語以外の文字使用に関する規定であって、略称
CE、CAに関するものが記載された司法行政文書等の不開示判断（不存
在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和5年5月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

CE及びCAがどの言語であるか特定がなされていなければ読み方も意味も分からず、何の略称であるのか理解できるはずもないが、最高裁判所自身が自ら試験の略称として日本語以外の略称を定めて使用しているのであるから、何らかの根拠となる文書が存在しているはずであり、当該文書を仮に紛失したとしても略称を存続するならば根拠となる文書を再度作成していると考えられるため、当該文書は存在すると考えるのが合理的である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 「CE」とは、裁判所職員総合研修所入所試験に関する事務の取扱要綱において定める裁判所職員総合研修所入所試験の略称であり、「CA」とは、裁判

所書記官任用試験に関する事務の取扱要綱において定める裁判所書記官任用試験の略称である。最高裁判所内において、C E又はC Aという略称の読み方が記載された文書及び司法行政文書における日本語以外の文字使用に関する規定であって、略称C E、C Aに関するものが記載された文書を探索したが、いずれも該当する文書は存在しなかった。

- 2 この点に関し、裁判所職員総合研修所入所試験及び裁判所書記官任用試験のいずれについても、各試験の開始に先立って、その略称の読み方等が記載された文書が作成された可能性はあるが、いずれの試験もその開始から十数年以上が経過していることから、このような文書を実際に作成したのか否か及び作成後に廃棄されたのか否かが判然としなかった（令和3年度（最情）答申第45号及び令和4年度（最情）答申第34号参照）。苦情申出人の主張は、上記の結論を左右するものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年9月7日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和6年1月19日 審議
- ④ 同年2月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、「C E」とは、裁判所職員総合研修所入所試験に関する事務の取扱要綱において定める裁判所職員総合研修所入所試験の略称であり、「C A」とは、裁判所書記官任用試験に関する事務の取扱要綱において定める裁判所書記官任用試験の略称であること、また、いずれの試験も、その開始から十数年以上が経過していることが認められる。上記確認結果を踏まえれば、裁判所職員総合研修所入所試験及び裁判所書記官任用試験のいずれについても、各試験の開始に先立って、その略称の読み方等が

記載された文書等が作成された可能性はあるが、その開始から十数年以上が経過していることから、このような文書を実際に作成したのか否か及び作成後に廃棄されたのか否かが判然としなかったとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容に特段不自然な点は見当たらず、不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

(別紙)

- 1 略称C E、同C Aの発音（読み方）
- 2 司法行政文書における日本語以外の文字使用に関する規定であって、略称C E、C Aに関するものが記載された司法行政文書